

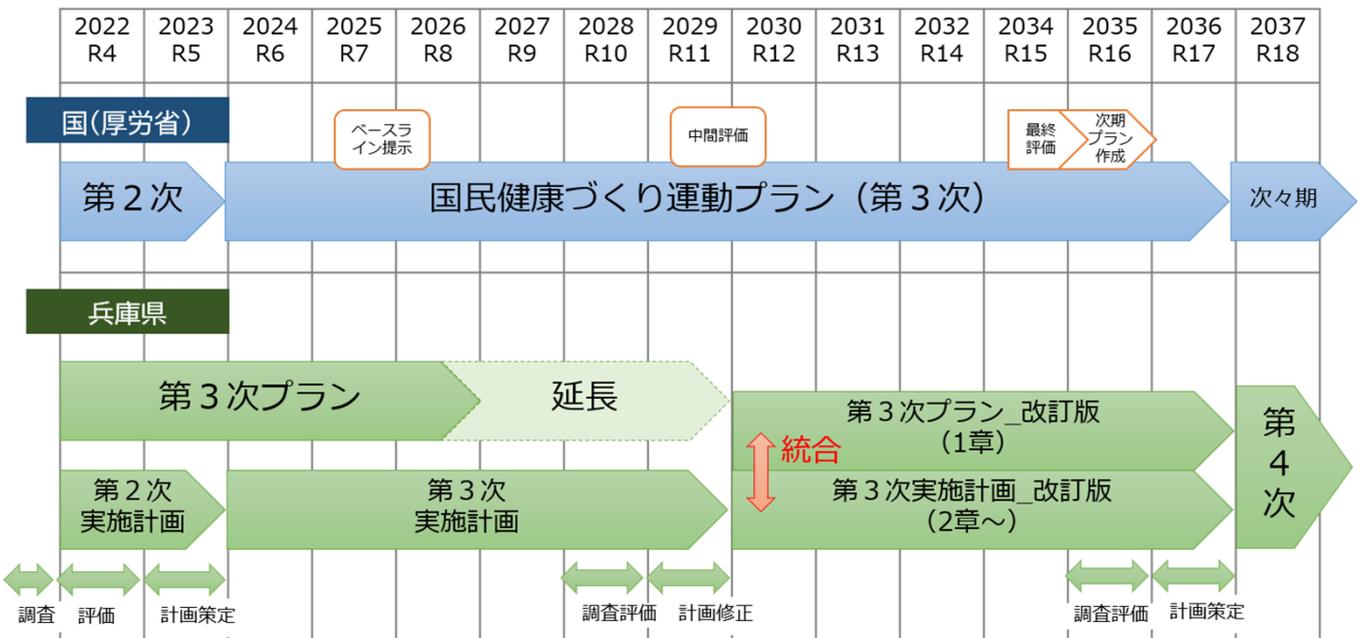
1 健康づくり推進実施計画の期間について

健康づくり推進実施計画(第3次)は、令和6年度～令和11年度を計画期間とします。

国の次期国民健康づくり運動プランは令和6年度～令和17年度を計画期間(12年間)としています。

しかしながら、今後の社会環境変化を考えると、12年間はかなりの長期になるため、その中間評価年にあわせます。

※現行の「健康づくり推進プラン(第3次)」の期間は令和4年度～令和8年度となっており、プランの終期の延長を検討。(保健医療計画や医療費適正化計画と改定年次を合わせるため、「健康づくり推進実施計画」に合わせる)



2 計画の目標項目について

次期計画の目標項目は、2次計画の目標項目の進捗状況や本年5月31日に示された国の新プランにおける目標等を勘案し設定。目標指標は、国プラン同程度の70指標程度とする。

指標のうち目標設定をするのは、原則、アウトカム(成果)に関する指標とし、アウトプット(結果)指標は目標値を設定しない「参考指標」として整理。